

素案 平成22年9月1日	委員長修正案 平成22年10月22日修正
<p>(議会運営の原則)</p> <p>第8条 <u>議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。</u></p> <p>2 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。</p> <p>3 <u>議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。</u></p> <p>4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しななければならない。</p> <p>5 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しななければならない。</p>	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第8条 <u>議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。</u></p> <p>2 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努めなければならない。</p> <p>3 <u>議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。</u></p> <p>4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しななければならない。</p> <p>5 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しななければならない。</p>